

令和5年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和5年9月14日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員	藤田 明美	委員	西田 健
----	-------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係長	江口 美和子
--------	-------	----	--------

説明のため出席した者

住民福祉部長	宮崎 伸之		
(こども政策課)			
課長	宮司 裕子	高田保育所所長	松尾 郁子
課長補佐	藤吉 有見	係長	山口 陽子
係長	尾田 光洋	主査	神崎 勇典
(住民環境課)			
課長	細田 愛二	課長補佐	木須 美樹
係長	松本 雄輔		
(福祉課)			
課長	川内 佳代子	課長補佐	森内 秀朋
係長	後藤 理子		

会計管理者 田中 一之  
(会計)

課長補佐 和田 久美子

本日の委員会に付した案件

議案第52号 令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時30分

閉会 15時17分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和5年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。まず、高田保育所の方からです。

松尾所長。

## ○参事（松尾郁子君）

令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、高田保育所所管についてご説明いたします。22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目、スポーツ振興センター共済保護者負担金が高田保育所所管となります。1人当たり240円の90名分です。24、25ページをお開きください。13款1項2目2節児童福祉使用料の4項目とも高田保育所所管になります。4項目の合計で157万6,860円の増加と昨年度と比べてなっております。1段目は保育料です。2段目の施設型給付費広域入所分は、町外の子どもを高田保育所へ受け入れた分の保育料です。3段目の延長保育料は、保育短時間の家庭が利用の際1時間200円徴収したものです。45人、延べ443時間の利用です。4段目の一時預かり料は、入所していない長与町内の未就学児を一時的にお預かりした利用料で、延べ利用人数は713人です。28、29ページをお開きください。14款2項1目2節地域活性化補助金、上から2段目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち29万9,040円が高田保育所所管です。物価高騰対応として副食費に対する交付金です。30、31ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金の上から1段目、子ども子育て支援交付金のうち441万3,000円が高田保育所所管となります。一時預かり事業分が100万8,000円、地域子育て支援拠点事業分が330万5,000円、子育て支援拠点事業、コロナ対策支援事業分が10万円です。補助率は国県町3分の1となっております。次の段の保育対策総合支援事業費補助金のうち24万9,000円が高田保育所所管となります。高田保育所のコロナ対策支援事業分です。補助率は国町2分の1です。34、35ページをお開きください。15款2項2目2節児童福祉費補助金の上から2段目保育対策総合支援事業費補助金のうち、291万2,000円が高田保育所所管となります。医療的ケア児の受け入れに対する補助金です。補助率は国3分の2、県6分の1、町6分の1です。同じく15款2項2目2節の上から3段目子ども子育て支援交付金のうち、441万3,000円が高田保育所所管となります。一時預かり事業分が100万8,000円、地域子育て支援拠点事業分が330万5,000円、子育て支援拠点事業コロナ対策支援事業分が10万円です。補助率は3分の1です。48、49ページをお開きください。20款5項1目雑入の下から7段目副食費全てが高田保育所所管となります。月1人当たり4,500円、延べ489人分となります。

次に、歳出についてご説明いたします。104、105ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費になります。高田保育所ならびに子育て支援センター・おひさまひろばにおける運営費です。高田保育所費全体で令和3年度と比較すると449万7,678円の増加でございます。その理由として、職員の給料、手当、共済組合負担金の増加、光熱費の高騰が挙げられます。それでは前年度と比較して異なる部分のみご説明いたします。104、105ページの3款2項3目2節給与ですが、産休育児休業代替にフルタイム会計年度任用職員を1名雇用しました。10節需用費ですが、光熱費、賄材料費等で昨年に比べ123万3,000円増加いたしました。106、107ページをお開きください。14節工事請負費を新たに追加しました。施設設備改良工事として、門扉取替工事と園庭に菜園エリアを新設いたしました。以上が歳出歳入に関わる高田保育所所管分です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、歳入の方から審査を始めたいと思います。まず、22、23ページ、下段の方です。ここから始めたいと思います。質疑はありませんか。いいですか。では次のページ、24、25ページ、中段よりちょっと下のところ、これ全て高田保育所分です。よろしいですか。戻っても構いませんので、進めてまいります。28、29ページ、一番下です。臨時交付金、高田保育所分は29万9,040円ということで説明がありました。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

24、25ページの13款1項2目2節の中の先ほどご説明いただいた一時預かりなんですが、延べで713人。結構いらっしゃるように思うんですが、高田保育所の空き状況、普通の、一時じゃなくて、預かっている状況をホームページの方でちょっと拝見すると、もうほとんど埋まっている、×（バツ）となっている。その状態で一時預かりってというのはできるのか、まあできるからやっていると思うんですけど、配置基準とかがあるじゃないですか、何歳の子どもには何人に1人保育士。この一時預かりってのは、その中でどういう扱いというか、その配置基準等に影響しないのか、ちょっとご説明いただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

松尾所長。

**○参事（松尾郁子君）**

一時預かりの受け入れに対しましては別室を用意しておりまして、2名の保育士に5名から6名までのお子さまをお預かりしております。通常保育とは別枠でお預かりしております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと確認ですが、そうするともう一時預かりにもう専門の保育士というか担当の人がいるということですかね。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

はい、そうです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では進めます。では次のページ、30、31ページ、これは子ども子育て支援交付金とその下ですね。質疑はありませんか。では進めていきます。34、35ページ、これは下段の方ですね。これは医療的ケア児と一時預かり分ですね。いいですか。48、49ページ、雑入の副食費、こちらが説明がありました。後から全体的に聞きますので、歳出の方に入ります。104から107ページまで、これが全て高田保育所分になっています。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入の方になりますが、先ほど新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金ですかね、ここから副食費の食材の高騰分ですかね、29万円とおっしゃったと思うんですが。年間で29万円というのが途中からかもしれないんですが、そんなに大した額じゃないように、それだけでどれだけ補えたのかっていうのがあるんですが。何を聞きたいかという今回は臨時で値上がり分がこうやって出ていますけど、今後この臨時の交付金というものがなくなった場合に、いわゆる今先ほどおっしゃった4,500円という負担されているところが値上がりすることになるのでしょうか。その辺りはどうですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

29万9,040円の内訳ですが、昨年度の9月の在籍人数掛ける1人当たり20円で計算された額になります。そして、今年度は公定価格の変動により月4,700円の副食費を各家庭から徴収しております。さらに、今年度も1人当たり20円の補助がある状況です。今後は、今年度の賄材料費の実績を見ながら予算の方に上げていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これも確認ですが、じゃあ4年度と比べて今年度はもう200円上がっているということですね。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

各ご家庭のご負担徴収額は200円上がっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田保育所費の全体的なことなんですが、主要な施策の成果に関する報告書の中に、高田保育所が自然環境教育ということで取り組んだということが書かれてあって、県の環境教育アドバイザーの制度を活用して、児童それから保護者、職員等々に自然環境のさまざまなことを学んだり、実践したりしたということですが。その中で職員が対象に8回自然環境の教育研修をされたということで、ちなみにこの職員対象の中身ってというのはどういったことをされたのかをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

午前中に子どもたちが活動した内容と同じものを実際に体験して、指導方法、声かけや対応の仕方について学びました。内容としては、五感を使って自然を感じるというのを重点的に行いまして、地面にはって土の匂いを感じるとか、雑草の種を探してみるとか、風や木を感じてみるとか、そういった感性を開く活動を主に行いました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

子どもたちと同じようなことを実際に職員も体験したということですので、恐らく幼児、児童もこのようなことをされたと思うんですが。この研修をして子どもたちがどういう変化というか、これに取り組んだことによって何か変化あるいは気づきが職員の中で何か感じ取ったということがあれば、ちょっとその辺りをお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

園庭や付近の公園に散歩に行ったときに、自ら自然の中に入り、草むらとかの中に入り込んで草花でよく遊ぶようになりました。そして、むやみに花を摘んだりすることもなくなりましたし、虫や生き物に対して人同士の友達のような感覚を持つことができるようになったと思っています。そして友達同士も優しさや思いやりが育っている

と私は感じています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今のご説明ですと、非常に効果があったのかなというふうに思います。ちなみにもう一つ、菜園を造ったということなのですが、どういったものを栽培して、そして具体的にどういったふうな利用をしたのかもお願いできるでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

栽培したのですが、スイカ、オクラ、キュウリ、ナス、ミニトマト、ゴーヤ、赤シソ、青シソ、ハーブなどを育てました。赤シソではジュースを作る食育を行いました。野菜は収穫してカレーやサラダなど食育を行いました。また、防災教育目的で購入したかまどで、菜園の前でかまどで火を炊いて、豚汁やご飯を炊いたりも行いました。そしてたくさん収穫できたので、職員に売るということも、値段を自分で付けてですね、籠に入れて職員室やみんなの所を回って売ってくれました。その売上金で次の年の学年の子どもたちに苗を買うようにと残してくれたり、みんなで話し合っただけのおもちゃ、欲しいおもちゃは何だろうと考えてそれを購入するという、お金の循環ということも学びました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろんな面で効果があったというのはあるんだなと思いますので、ぜひ次年度もそういったものが継続した方がいいと思うんですが、その辺りをどうされるのかということが1点と、それから非常に効果があるもんですから高田保育所だけにとどまらずに、こういう良い面は町内の認可、認可外でもですけれども、こういう効果があるということをやったり町内の子どもたちみんな共有できればいいなと思うんですが、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

昨年度と同様、今年度も県の制度を利用して今実施している最中です。地域の親子に対しては、今年度も昨年度と同じように活動の提供を行いますし、広報の掲載も行っている最中です。民間の保育園に対しては今年度は計画いたしておりません。今後検討していきたいと思っています。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

決算とは直接関係がない、ないこともないんですけど、登園のチェックのシステムっていうかどうなってるか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

登園のチェックについてですがICTを導入しております、保護者が玄関のタブレットで打刻を行うようになっております。さらに、その打刻を行うと各保育室にあるタブレットとノートパソコンに打刻されたということが表示されるようになっております。ただ、打刻を忘れられる保護者もおりますので、保育室には紙の名簿が用意しております、保育士が目視で確認したところを○（マル）で付けるようにしています。散歩や園庭に出るときにはその名簿を持って出るようにしております、移動の際には人数のチェックを行っています。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今のは登園をするという前提でお話いただいて、登園するという事で病欠の連絡がない子どもさんに対してのアクションはどういうふうにされていますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

登園時間が9時半までになっておりますので、9時半の時点で連絡がないご家庭にはお電話を差し上げております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

子どもたちの給食については大変気を使っているところと思います。昨今アレルギーを持った子どもたちがいらっしゃるんですが、大変気を使うところですが、どういう対策をされておられますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

アレルギーの対応ですが、入所時の面接において保護者の方から聞き取りを行っております。そして、医師の指示書を頂きまして、そのとおりに除去食を提供しております。給食室、保育室、チェックリストが何段階もありまして、誤提供がないようにしております。

ます。食器の色なども変えております。また、アレルギー対応マニュアルを作成して随時訓練を行っております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

あともう一つ、子どもさんをお迎えに来る時間帯にやむを得ずちょっと遅くなるという時にはどういう対応をされますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

職員が超勤で行っております。

○委員長（金子恵委員）

決算から外れた質問が見受けられるので、注意しながら質問をお願いします。他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどのとおり空き状況というのを拝見したところ、3歳児が△（サンカク）に、この秋の分ですか10月入所のものだけ見たんですが。保育士に配置基準っていうのがあると思うんですが、配置基準っての恐らく保育士1人当たりの最大ですかね、3歳児なら20人とかってあると思うんですが、もう高田保育所ではもう1人当たりその最大の数をお預かりしているのか、それともちょっと独自の判断で例えば高田保育所だと1人当たり例えば何人までがいっぱいとかそういうふうにされてるのか、ちょっとそこを一応伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

国の基準どおりに行っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、今いっぱいいっぱい3歳児が△（サンカク）ということでちょっと載っていましたが、配置基準は人数だけでなく面積もあると思うんですが、今もう高田保育所では保育士をもし増やしても面積的にはもう受け入れられないのか、例えば保育士を増やせばまだ受け入れられるのか、ちょっとその状況を伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

保育士を増やすと入所児童は増やすことができます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

何歳児かによってちょっと違うかもしれないんですが、例えば何人ぐらいまで増やせるとか、面積的な要件、ちょっとの年齢で違うかもしれないんで、その辺をちょっと言えなければ結構です。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

0歳児はあと3名増やすことができます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで高田保育所分の審査を終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、これよりこども政策課の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

おはようございます。それでは、令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心にご説明させていただきます。説明書の22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分がこども政策課所管です。1節児童福祉費負担金ですが、対前年比178万5,510円の増額となっています。病児・病後児保育事業負担金は、長与町にある病児保育ひなたぼっこに係る時津町の負担分です。2節の保育料滞納繰越分の収入未済額は185万6,420円、実人数は18人となっています。お手元にお配りの個別資料、歳入の収入状況、歳入の名称保育料をご覧ください。過年度分の滞納は6名分、6名のうち4名が町外者で、滞納の55%が平成27年以前のものとなっています。説明書にお戻りください。次に、24、25ページをお開きください。2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。療育医療費保護者負担金とは、未熟児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医師が認めた場合に医療費を助成するもので、所得に応じた自己負担分になります。

次に、28、29ページをお開きください。14款1項1目1節の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち、33万円が養育医療費に対する2分の1国庫負担金となっています。その下の行の障害児入所給付費等国庫負担金は、障害児通所給付費に対する2分の1国庫負担で、利用者および利用回数の増と、事業所職員の処遇改善加算が10月からこちらに含まれたことに伴い、昨年度より1,400万円の増額となっています。2節から4節までがこども政策課所管分です。14款1項2目1節保健衛生費負担金の1行目母子保健衛生費負担金ですが、未熟児養育医療費の国庫負担金で、かかった医療費から自己負担金を除いた2分の1が国庫負担となっています。2行目は令和3年度の精算に伴うものです。30、31ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金です。全てこども政策課所管です。1行目子ども子育て支援交付金は、利用者支援事業の補助率が3分の2変更になったことや、一時預かり事業の増に伴い昨年度より195万円の増となっています。2行目の保育対策総合支援事業費補助金は保育所等に対する感染症対策補助金ですが、保育所、こども園の補助額を減額したことに伴い約100万円の減となっています。4行目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金は令和3年度の繰越事業分で、令和4年3月末の振り込みに間に合わなかった20世帯25人へ支給を行っています。一番下の段の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士や放課後等児童支援員の処遇を改善するための交付金です。全額国庫負担金です。次に3目1節保健衛生費補助金の3行目出産・子育て応援事業費補助金は、令和5年3月より事業を開始した出産・子育て応援事業に係る補助金で補助率3分の2です。町負担分については地方創生臨時交付金を充当しています。その下の行母子保健衛生費国庫補助金は、産後ケア事業や弱視の早期発見を目的とする屈折検査機器購入費に係る補助金です。補助率2分の1です。32、33ページをお開きください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金です。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち16万5,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金が所管分です。4分の1県費負担金です。国費同様、利用者および利用回数の増と事業所職員の処遇改善に伴い、昨年度より約575万円の増額となっています。次に2節の保育所運営費負担金から次のページの2目1節保健衛生費負担金までがこども政策課所管です。2項2目1節社会福祉費補助金の5行目小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費と6行目福祉医療費補助金(乳幼ひとり親)がこども政策課所管です。2節児童福祉費補助金の上から3行がこども政策課所管です。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目出産・子育て応援事業費補助金は、出産・子育て応援事業に係る補助金で県費6分の1補助分です。46、47ページをお開きください。20款5項1目1節雑入です。下から12行目の養育医療費返還金は、養育医療費の自己負担分に対して福祉医療費で補填される分を受け入れております。その5行下の電柱等設置使用料のうち990円がこども政策課所管で、めぐみ保育園敷地内の電柱2本分と長与南児童館の敷

地内電柱1本分です。一番下の福祉医療費返還金は、高額療養費該当による過年度還付金です。次のページの11行目の保健事業参加者負担金は、マタニティクッキングの参加費になります。4行下の予防接種委託料返還金は、請求誤りに伴う返還金です。10行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金は、児童館等にある学童クラブの水道光熱費を負担してもらっています。歳入は以上です。

次に歳出です。88、89ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬の4行目要保護児童対策地域協議会委員報酬と、5行目一般事務補助パート報酬、6行目児童虐待防止専門員報酬が所管分です。2節給料から次のページの4節共済費までは、福祉課とこども政策課の2課の人件費になります。90、91ページの3節職員手当等の時間外勤務手当のうち256万7,266円と会計年度任用職員期末手当のうち13万1,721円、4節共済費の社会保険料全額、8節普通旅費のうち1万4,230円、研修旅費の全額、費用弁償のうち3万1,150円、10節消耗品費のうち5,445円、印刷製本費の全額、11節役務費の審査支払手数料、12節委託料の2行目の福祉医療費システム保守委託料、13節の施設使用料、18節負担金、補助及び交付金の下から4行目の長与町福祉団体育成補助金のうち長与町母子寡婦福祉会へ10万円、2行下の支援対象児童等見守り強化事業補助金と、19節扶助費の乳児医療費から次のページの父子家庭の子医療費までと一番下の行の子ども医療費、22節償還金、利子及び割引料の1行目過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金までがこども政策課所管分で、福祉医療費と虐待に係る経費になります。福祉医療費は、乳児医療が昨年度より250万円の減額、子ども医療費は昨年度より約500万円増額となっています。増額の主な要因は、コロナの感染増に伴い病院を受診する方が増加したところによるのが主な要因と思われます。児童虐待では、見守り強化事業に係る補助金が昨年度は5事業所だったのが2事業所となり、総額が約770万円減額となっています。見守り強化事業については、コロナ禍が一定落ち着いてきたため、虐待等の可能性があり見守りの必要なお家庭の精査を行ったことが減額の主な要因です。次に2目障害者福祉費はひばり学級の障害児福祉に係る経費になります。1節報酬の療育専門員報酬、療育補助員報酬が所管分です。専門員は産休育休職員の代替職員を含め7名、補助員は1名分です。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち261万4,335円、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち233万2,685円、7節報償費、8節旅費の1行目の普通旅費のうちの2,500円、費用弁償のうちの2万1,430円、会計年度任用職員通勤手当のうち36万5,400円、10節消耗品費のうち27万1,479円、燃料費の全額と11節役務費の3行目自動車損害共済金は公用車の保険料です。8行目障害児通所給付費支払事務手数料と、9行目の育成医療費支払事務手数料が所管分です。94、95ページをお開きください。12節委託料の6行目ひばり学級施設管理委託料、13節使用料及び賃借料の自動車借上料、一番下の段の公用車リース料がひばり学級で使用する公用車のリース料になります。17節の全額と、18節負担金、補助

及び交付金の下から4行目長与町障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金（障害児）、こちらは主要な施策の35ページの方に詳しい内容を書いておりますので、主要な施策の35ページをお開きください。こちらに決算額及び財源内訳を書いてありますが、こちらは地方創生臨時交付金を活用しておりますので、全額国庫負担になります。それとこちらは3事業所に対して電気代の補助を行っております。それでは説明書にお戻りください。19節扶助費の下から4行目の障害児通所給付費、その下の育成医療費、22節償還金、利子及び割引料の上から二つと、次のページの3行目、4行目が所管分です。扶助費の障害児通所給付費は、歳入でも説明しましたが、利用者および利用回数の増と事務所の職員の処遇改善に伴い昨年度より2,716万円の増額となっております。次に、98、99ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から109ページの4目児童館費まで、全てこども政策課所管分です。1節報酬の3行目一般事務補助パート報酬と、3節時間外勤務手当のうち23万159円が低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に伴うものです。100、101ページをお開きください。12節委託料のファミリー・サポート・センター事業委託料です。こちら主要な施策の37ページをお開きください。乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。4年度は町内企業からの寄附金による利用料補助を行ったため、利用件数も昨年度より120件増加しました。上の子の行事に参加したいが下の子の預け先がないなど、近くに預ける祖父母がいないご家庭の方などにはとても心強い事業で、また利用したいというお声をたくさん頂いております。説明書の方にお戻りください。2行下の病児・病後児保育事業委託料です。長与町の病児保育に係る委託料になります。令和4年度より時津の病児保育も開所し、長与町の病児保育が休みの日などに利用されたようです。主要な施策の36ページに利用者の実績については掲載しております。利用延べ人数として、時津町の方はやはり場所のこともあってコロナもあって、利用実績というのは伸びていなかったです。説明書にお戻りください。18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策事業として7行目、9行目、13行目、15行目については、こちら主要な施策の38から39ページの方に載せておりますのでご覧ください。保育所や放課後児童クラブ、病児保育などの子育て施設に対し、事業を継続的に実施していただくために必要な経費の助成と、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例事業費補助金を助成しております。決算額及び財源内訳のそれぞれの事業に係る補助金の国県町の実績と、どこの放課後児童クラブや保育所等に補助金の助成を行ったかについてはこちらに詳しく載せております。説明書の方にお戻りください。11行目の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、主要な施策の42ページに事業の概要と実績を掲載しております。低所得の子育て世帯を支援する目的で、令和4年度住民税が非課税の世帯等へ児童1人当たり5万円を支給したもので、143世帯293人の方に支給をいたしました。説明書にお

戻りください。16行目の私立保育所等副食費支援事業費補助金と17行目の長与町私立保育所等電気料高騰緊急支援補助金、こちらも主要な施策の40ページと41ページに掲載しておりますが、物価高騰分を補助することにより給食や園の運営を安定的に確保するために、地方創生臨時交付金を活用して補助を行ったものです。説明書にお戻りください。19節、児童手当は児童数の減により約3,000万円減額しております。一番下の段の子育てのための施設等利用給付費も、昨年度より利用児童数の減により約600万円減額しています。22節償還金は実績による返還金になります。次に102、103ページをお開きください。2目児童福祉運営費は、保育所、認定こども園等への運営費に対する補助金です。18節負担金、補助及び交付金の運営費補助金は、入所児童数の増減に伴い運営費も増減しております。認可保育所等の運営費全体で見ますと、昨年度より約2,700万円の増額となっており、主な要因は職員等の処遇改善に伴う補助金が10月より運営費補助金に含まれたことによるものです。次に106、107ページをお開きください。4目児童館費です。会計年度任用職員を1名増員し、週休2日の体制整備やホームページ等の充実等を図りました。109ページまでが、町内5カ所の児童館運営に係る経費です。コロナ禍の中、感染対策を図りながらホームページを利用した講座の申し込みや、乳幼児向けの講座、オンラインでの講座など新たな講座を開催したため、利用者数が昨年より増加しています。主要な施策の44ページをお開きください。事業の実績のところにとり令和4年度の実績数を載せております。全体の児童館利用者が令和3年度より190人、子育て支援センターの利用組数が令和3年度より406組の増となっております。感染対策を行いながら、少しずつ子育て支援世帯が孤立しないようにということで事業を進めた結果となっております。次に112、113ページをお開きください。4款1項1目2節から4節までは、健康保険課とこども政策課の職員等の人件費となっております。114、115ページの3節職員手当等の時間外勤務手当のうち324万76円が所管分です。人事異動に伴う増や病気休暇や育児休業を取得する職員の業務を分担して行ったため、時間外勤務手当が増加しております。116、117ページをお開きください。2目感染症予防費です。1節報酬の一般事務補助パート職員のうち15万4,410円が所管分です。8節、会計年度任用職員通勤手当のうち9,500円、10節消耗品費のうち1万2,180円、印刷製本費のうち24万8,968円、12節、予防接種委託料のうち1億198万8,839円、19節、予防接種助成費の全額がこども政策課所管分です。前年度と異なる点は、12節の予防接種委託料が子宮頸がんの接種勧奨が再開されたことにより接種者が増加し、約460万円の増となっております。118、119ページをお開きください。3目母子衛生費です。全てこども政策課所管分です。1節報酬の保健師パート報酬の増額は、主に産休代替職員と出産・子育て応援事業に係るものです。6行目作業療法士パート報酬ですが、3歳児健診時等に発達の遅れの早期発見を行うため新たに雇用を行いました。7節報償費の母子保健推進員報償費は、コロナ禍においてポストインをしていた訪問を対面で行うよう

変更したため前年度より増加しています。11節役務費の通信運搬費は、出産・子育て応援事業の対象者への通知文書に係る郵便料です。12節委託料の健康診査委託料のうち241万5,000円は産婦健康診査に係る委託料です。主要な施策の46ページをお開きください。令和4年度から開始し、医療機関等と連携をし産後うつ予防、早期発見、新生児への虐待予防を図るもので、実績として534件の実績がありました。説明書3行目の健康管理システム改修委託料は、出産・子育て応援事業に係るシステム改修を行いました。説明書にお戻りください。17節備品購入費は、歳入でも説明しました弱視の早期発見を目的とする屈折検査機器購入費です。補助率2分の1です。こちらも主要な施策の45ページをお開きください。事業の実績に3歳児健診における精密検査機器の件数を載せていますが、令和3年度は10件でしたが、屈折検査機器の導入後は33件となり、経過観察や要治療の方も導入前より増加しており、早期発見の効果が一定表れております。18節負担金、補助及び交付金の2行目出産・子育て応援給付金は、妊婦に対し5万円、出産した場合に5万円を給付するものです。こちらも主要な施策の47ページの方に事業の実績を載せております。令和4年度に給付された方が、妊婦の方363名、出産後の方265名に対して給付いたしております。174、175ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費は所管分となっています。18節負担金、補助及び交付金の私立幼稚園預かり保育促進事業補助金については、0歳から2歳児クラスの課税世帯が無償化の対象外となったため、28名の方に一部補助を行っております。以上が歳入歳出決算に係るこども政策課所管分です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。範囲がかなり広いので、皆さんちょっと大変ですけど集中して、審査の方お願いしたいと思います。まず歳入の22、23ページ、ここから質疑に入っていきたいと思います。質疑はありませんか。これ下段の方ですね。では、24、25ページ、これは一番上、未熟児の分です。次、28、29ページ、質疑はありませんか。それでは30、31ページ、戻っても構いませんので進めていきます。32、33ページ、これは下段の方に幾つかあります。34、35ページ、こちらではいかがでしょうか。質疑はありませんか。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

ちょっと戻って22、23ページの12款1項1目1節の病児・病後児保育事業負担金というのが時津町の負担分というご説明でしたが、主要な施策の報告書の方を見ますと、令和4年4月より時津町でHinamiccoを開所したということですが、当然これ開所する時に、その前に令和4年度の予算に当然入ったりして説明があったと思うんですが、私は総務委員会じゃなかったものですから伺いたいんですが、このHinamiccoっていうのは長与町が時津町で病後児保育事業を運営しているということですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

Hinamiccoにつきましては、時津町の方が補助金等の請求といのは行うんですけれども、負担金については長与町と時津町で率で案分して負担するというような制度になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

当然、事業を始める前にそういうご説明はされていると思いますが、ちょっとそのときいなかったもので伺いたいんですが、どういう経緯で案分して長与町と時津町で時津町にそういう新しく病後児保育事業を行うことになったのかと、長与町のひなたぼっこを時津町のお子さんが使ったり、時津町の方を長与町のお子さんが使ったり、そういう相互で使えるということですかね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

もともと病児・病後児保育というのが時津町の方にあっただけなんですけれども、そちらの病児保育の方が閉院しました。その後、長与町と時津町で病児、病後児についてしていただける病院の方を探しまして、今のひなたぼっこの方がしていただけるってということで、長与町と時津町の方で二つの町が一緒に利用できるよということで行ってまいりました。ただし、やはり病児、病後児ってということにつきましては、長与町の病院の先生についても一つの病院だけで行うよりは複数の病院で行う方がいいのではないかということがありました。時津町の方としても、もともと時津町の方に病児保育があっただけがなくなっているということで、やはり時津の利用者の方にとっては、時津町にも病児保育が欲しいっていう要望がずっと上がっていたということだったそうです。それで、時津町のHinamiccoというところが病児保育をしたいということで話があったときに、長与町と時津町の方で話をさせていただいて、長与町のメリットとしては、長与町の方がひなたぼっこを利用できない曜日もありますので、その時に利用できるというメリットと、時津の方に職場があられるとかいう場合は利用される方も一定いらっしゃるということで、開所をするということで話をさせていただきました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

31ページの1節、母子保健衛生費国庫補助金とありますが、これ弱視対応というこ

とで説明を受けましたが、こちらの報告書45ページの一番下に精密検査の結果、乱視、遠視が多い、次いで斜視とありますが、分かる範囲でこの原因というのはどういうところにあるか教えていただければ。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらに記載してありますのは精密検査の結果でありまして、原因っていうものに関しましては分かりません。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

もし子どもがそういうふうなことになったら、その後保護者の方ってどんな対応されているか分かる範囲で教えてください。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

このスポットビジョンスクリーナーっていうのを令和4年4月から購入いたしまして初めて3歳児健診の方で導入をして、その中で、これまでは保護者のご自宅で目の検査をして、もしくは問診の中でちょっと見え方が気になるとか、目つきが気になるということで医師の方に相談をして、そういった精密検査というのを発行していたんですけど、令和4年からはこのスポットビジョンスクリーナーの方でもう精密な検査のデータっていうのが指標が出ますので、そこで要精検っていうふうに判定されましたらドクターの方が眼科の方に行って詳しく見ていただくということで発行しているところです。うちの3歳児健診に来られている先生が小児科の先生で眼科専門ではないので、やはりこの地域の眼科の方に行っていただくような形で、保護者はそういったところを聞いてちょっと心配になられると思うんですけども、早期にかかりつけの方を持っていて、定期的な検査を受けていただいて、適切な治療をしていただくっていうのが健診の目的ですので、そこを丁寧に説明させていただくようにしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、34、35ページ、ここまで進みたいと思いますが、いいですか。では48、49ページ、雑入です。これも3カ所ぐらいありますけど、よろしいですか。歳入全般でありませんか。では歳出の方に移りたいと思います。最後に全体的に聞きますので、そちらで質疑の方はお願いします。歳出の88、89ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

児童虐待防止専門員への報酬というところに関連してお伺いしたいんですが、令和4

年度の児童虐待のいろんな取り組みの中で、どういう状況だったのか。例えば心理的な問題が何件ぐらいで、あるいは肉体的な虐待、あるいは恐れがあるというようなものがどのくらいあっているものなのか、そこをお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和4年度につきましては、身体的虐待が10件、性的虐待が2件、心理的虐待が26件、合計38件の対応件数がございました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与町内でも一定のそういう状況があるということなのですが。本町の職員非常に少ない中でされていますけれども、こういった実際に遭われた子どもたちがその後こういった問題からどういうふうにして解放されるっていうか、解決につながっているのか。もしくはなかなかその辺りは難しいのか。どういうふうな、その後の状況になっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

虐待に遭われたお子さんにつきましては、緊急性がある場合はやはり児童相談所の方への一時保護の対応であるとか、相談機関へおつなぎするとかいうことも行います。やはり、ずっと児童虐待に携わっていて思うのは、やはり親への指導を継続的に続けていくだけではなかなか解決しない部分っていうのもあります。やはり発達の部分で育てにくさであったりとか、親の貧困、そういったものもありまして、やはり子育てしていく家庭というものに関しましては、やはり虐待をしてしまうっていうような環境があるようなご家庭というのが一定ございます。やはり町としましてもできることとしては、学校であるとか、保育園であるとか、そういう在籍している所と関係を密にして見守りを強化したりとか、やはり今回の補助金を使った見守り支援で介入して関係性を築くとか、そういったところで、やはりこども政策課だけではなくいろいろな機関とつながって、そこにご家庭に支援を続けていくっていうのが、虐待から子どもたちを守る方法なのかというふうには感じております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

やっぱり虐待というのは結果であって、その結果に至る原因があるわけで。だから子どもが虐待されて、その子どもたちの避難とかいろいろされている対応とはまた別に、

そもその原因にある保護者の状況とかですね、その辺りの対応をやっているということなんですが、分かりました。ちなみに虐待の可能性があるなという発見は、例えばどういった形で分かるのかというのを教えてほしいのと、あと小学校の子どもたちには確かカードを学校で配って、誰にも相談できない時にはここに連絡してっていうようなものをされてますが、そういったものは効果っていうか、町内でもやはり有効にそういうことで連絡が来たりというのもあっているのかを含めてお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

件数についてはちょっと今持ってないんですけども、やはり通告が多いのは、今、警察であるとか、児童相談所の方からの虐待の疑いがあるっていうことでの報告が多くなっております。また、近所の方とかからそういうふうなお声が寄せられたりというのもあります。それと先ほど委員がおっしゃっていたカードにつきましては、件数としては少ないんですけども、そういうふうなカードを見て、声を実際に発信した方っていうのはいらっしゃいましたので、そういうふうなカードで自分の苦しいところを発信したりっていうのは、効果があってる部分もあるようです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次、90、91ページ、こちらで質疑はありませんか。よろしいですか。では92、93ページ。94、95ページ、この辺りはひばり学級の方です。それでは96、97ページの上段までです。質疑はありませんか。それでは98、99ページ、児童福祉費、児童館の方ですね、これが次のページもですね。質疑はありませんか。100、101ページ。102、103ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この100、101ページの3款2項1目18節のところで、主要な施策の方で38、39ページにあります。この保育施設、保育所等に助成を行った感染症拡大防止を図る事業、これ具体的にはどういうものか。いわゆる消毒液とかを購入したりとかそういうことなのか、具体的に教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

各施設によって異なるんですけども、おっしゃったように消毒液を購入したりだとか、あと消毒をするためにパートを雇った場合のかかり増し経費等を補助させていただいてます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

金額もそこまで1事業者当たり大きくないですし、なかなかそこまでは難しいのかもしれないですが、いわゆる消毒液みたいなコロナ防止の物品の購入に当たって、ちょっと一部いわゆる効果がないような空間除菌とかそういう商品が実は効果がなかったとか後で分かったりとかそういうものが一部ありましたが、このコロナ禍の中で。何かそういうどういうものを買ったかっていうところまでは、こういうのを買いなさいとかそういうところはしてない、あくまで何をかうかは事業所次第ということで、なかなかそこまでの確認はされてないということですかね。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

感染症対策でこういうものを買ってくださいというふうにはお伝えはしているんですけども、具体的には事業者が必要と思うものを購入していただいているので、具体的にはこちらからは指示はしていません。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。次104、105ページの上段までです。それでは106、107ページ、児童館費、ここがこども政策課の所管分です。次の109ページまで続きます。よろしいですか。それでは戻っても構いませんので、112、113ページの下段の方です。次114、115ページまで含まれます。それでは116、117ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

116、117ページの感染症予防費の下段の方、19節で予防接種助成費とありますが、これはHPVワクチンを自費で接種した方への払い戻しの分ですか。

**○委員長（金子恵委員）**

尾田係長。

**○係長（尾田光洋君）**

こちらはおっしゃったHPV実施の接種の償還払いに加えて、通常の里帰り時にお母さんがお子さんを連れて県外の病院で予防接種をする際に、町内で受ければ通常町の方からお支払いするんですけども、県外で受けた場合はいったん自費で払って、その後町の方に請求いただいて、うちの上限でお支払いしますので、その合計になります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

分かりました。そうするとこの金額のうちHPVワクチンの払い戻しに当たるのはあ

ったんでしょうか。もしあれば、何件というのを伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

キャッチアップの件数は324件になります。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

すみません、先ほどのは委託費の分で、すみません、間違えました。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、もし分かれば自費で接種した方への払い戻しのHPVワクチンのが何件あったのかと、分かれば、2価、4価、9価と3種類あったと思うんですが、どれに当たるのか、特に9価を払い戻した人がいるのか、ちょっとそれも含めて件数を伺えればと思いますので、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

それでは今の分の答弁は後ほどということで、次、他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

払い戻しの方は後ほどということで、先ほど頂いた324人というのは上の予防接種委託料の中のHPVワクチンの方だと思うんですが、これは対象に当たる一定の年齢の女子に全部通知しているんですかね、個別で。お願いします。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

令和4年度の通知につきましては、通常は小学校6年生と中学校3年生の方に、町内の学校に通っていらっしゃる方は学校経由で、それ以外の学校の方に関しては郵送でお知らせしているんですけども。令和4年度に関しては接種勧奨再開のこともございましたので、小6から中3の方に同様に学校経由のお知らせと家庭への送付を行っております。加えてキャッチアップ接種の対象となる方に関しましては、こちらで接種が確認できている方以外の方に対して郵送で通知を行っております。その他ホームページですとかSNSのお知らせを実施しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

小6から中3っていうと、結構な人数だと思うんですが、その324件っていうのはそうするとまだ接種推奨を再開したばかりなのであれですが、実際の対象者は何人になるんでしょうか。そのうちの324だと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

まず接種件数に関して、4年度の接種件数が合計609件ということで、先ほどの324がキャッチアップ接種を接種した方、なので高2以降の方ですね。キャッチアップの方が324と。逆に接種対象、通常の定期の対象の方が285回ということで、合計609回の接種になります。接種に関しては、1人当たり3回の接種になりますので609回。単純に3で割れば200ぐらいということにはなります。接種率がどれくらいかというのを出すのがなかなかちょっと難しいんですけども、単純に考えますと、さっきの定期の方ですね、小学校6年から高1の方までが定期ですので、おおむね女子の方が各学年200人ぐらい。なので単純に考えると200人の5学年で1,000人かなと。それが全て受けるとすれば、3倍の3,000回になるんですけども、前年度受けたという方もいらっしゃると思いますので、この時点を捉えて率がどうというのを語るのはなかなか難しいところがあるんですけども、母数としてはそうしたところで、定期の方が285回ですね。キャッチアップの方が25歳までだったかと思えますけれども、そこまでの幅で同じように、200より減る年代もありますけれども、年代ごとにそれを集計した数の結果324回だったという結果でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では進めていきます。118、119ページ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

119ページの委託料のところの健康診査委託料です。この中に3歳児の屈折検査も含まれているのか、ちょっと確認させてもらいます。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

はい、屈折検査の分もこちらの委託料に入っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そこで、この検査が令和4年からスポットビジョンスクリーナーを使った検査を始めたということだったと思うんですが。主要な施策の成果の中で、事業の実績ということで令和3年何件、令和4年何件とあるんですが、令和3年っていうのはこの検査はなか

ったんですね。解釈するところによると、他の医療機関とか眼科検診などで発見されたのが令和3年の分、令和4年はそれプラスでスポットビジョンスクリーナー、町の方で保有してる部分が令和4年の分なのか、ちょっとそこがよく理解できていないので、お願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

こちらは3歳児健診における要精密検査の発行数なんですね。令和3年度は10件、10人の方に精密検査票を発行しております。これは、3歳児健診を受けられた、うちは集団検診のほうでやっておりますので、小児科のお医者様が診られるんですけども、先ほども言いましたが家庭内での視力の検査に不安があられましたり、問診等で保護者様が不安、それから会場の中でも検査を再度するんですけども、見えていないようだ、そういったところからドクターが精密検査票を発行したっていうところが令和3年度は10件でした。令和4年度からはスポットビジョンスクリーナーを用いまして、全員の方に少し機械をのぞいていただいて、そこでもう数秒で異常があるかないかっていうのが分かるようなものになりますので、問診で見えているとか、気にならないというような方々がいらっしやっても、この機械を用いてちょっと乱視や近視や遠視、斜視の異常が少し見られるよっていうところで、発行を全員の方にさせていただくようにしております、それが33件33人の方に発行いたしました。で、その結果が返ってきたものが、そういったこの内訳になっているという状況です。ですので、病院の方で経過観察や要治療、まだ受診をされていないということで結果が町に戻ってきてない方もいらっしやるんですけども、その中で異常がなし、もう経過は見ませんっていう方は少ないという状況ですので、何かしらやはりこの3歳児健診の時期に、この機械を用いて早期発見につながったっていうところでは良かったのかなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は、せっかく導入したのだからぜひ使うべきという立場で質問してるんですが、対象人数が例えば3歳児健診の対象人数のうちに、実際に受診した割合っていうのはどのくらい分かればお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和4年度につきましては、3歳児健診を18回実施しております、対象者の方351名中、受診者が344名、受診率98%となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

受診率が非常に高いので良いなと思うんですが、より100%に近づくようにぜひ努力していただきたいと思うのと、あと主要な施策の成果の中で、先ほど同僚委員からも出されていた乱視、遠視が多数で、次いで斜視も多いという結果が出たということで、答弁でちょっとその原因が分からないということだったんですが、やはり非常にここは私も、3歳ってまだ小さいですよ、こんな小さい子どもで乱視や遠視が多いっていうのはやはりちょっと問題というか、原因をやはりつかむ必要があるのかなと思って。今ちょっと検索をかけてみたら、断定はできないけども、ゲームとかやっぱり長時間そういった発光体を見るというのは一定要因ではないかというようなのも書かれてる部分もあるので、もしその辺りを一定把握とか専門の先生方とも確認をして、そういうことが原因ならやっぱり家庭に時間は制限をした方がいいですよ、そうしないということになる子どもが増えている傾向にありますというのを、ぜひ保健指導という形で活用していくべきじゃないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

藤吉課長補佐。

**○課長補佐（藤吉有見君）**

ご指摘のとおり、やはり今生活環境によってメディアを多く見る機会、もう0歳児の赤ちゃんでもスマホを持ちながら過ごしている、健診会場にいるっていう方たちも私たちもよく目にするんですね。ですとか、あと一定の場所をずっと見ながら呼びかけても振り向きもしないとかですね、やっぱりこういった環境ですね、メディアを通してっていうところは以前から私たちが危機感を持っておりまして、健診や相談事業の中でもやはりコミュニケーション不足とか、コロナになってマスクをはめることであっても発達の遅れなどいろんな問題が出てきたんですけれども、やはりメディアに関しましては私たちがすごく危機を感じておりまして。健診の場はもう本当に限られております。1人のお子さんが3歳児健診までの間に来る健診の数はもう3回しかないんですね。なので、私たちがなるだけそこで伝えるように努力はしますけれども、やはり今在籍しておられる保育園の先生方ですとか、それから通常遊びに行かれる児童館や支援センターの先生方ですとか、そういった遊び場ではスマホなどを見ないようにっていうことで、会場では見させないと思うんですけれども、やはりそういったところでご助言いただいているっていうところではありがたいなというふうに思っておりますし、私たちが関係機関の皆さまとそういった3歳児健診の結果も共有させていただきながら、生活の指導っていうのは今後も積極的にやっていきたいと考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。では次、120、121ページの一般備品の購入の分ですね。では次、174、175ページ、幼稚園費です。下段の方です。これがこども政策課の分

ですね。以上で歳入歳出全て通してきましたけれども、いずれでも結構です。それと報告書も併せて質疑はありませんか。いいですかね。先ほどのものは答弁は後からでもよろしくをお願いします。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上でこども政策課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時25分まで休憩します。

(休憩 11時11分～11時25分)

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民環境課の審査に入っていきたいと思います。提案理由の説明を求めます。細田課長。

#### ○住民環境課長（細田愛二君）

おはようございます。それでは令和4年度長与町一般会計決算書の住民環境課所管分につきまして、決算書の事項別明細書により説明させていただきます。歳入歳出ともに主なものについてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。24、25ページをお開き願います。12款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金は、施設組合へ派遣しております職員3名分の給与負担金収入でございます。次のページに移りまして、13款2項1目総務手数料1節戸籍手数料、そして2節住民基本台帳手数料、3節印鑑証明手数料、4節諸証明等手数料は、住民係窓口等におきますそれぞれの証明書等の発行手数料でございます。2目衛生手数料1節清掃手数料は全て住民環境課所管で、ごみ収集手数料は自治会、店舗等で販売を行っておりますごみ袋の販売代金など、し尿収集手数料は調定額588万8,700円に対しまして、収入済額は587万7,540円で、収納率は99.81%でございます。一般廃棄物処理業等許可手数料は一般廃棄物の収集運搬の許可に係る手数料収入で、更新の5,000円が23件、許可証再交付1,000円が2件となっております。次のページに移りまして、2節滞納繰越分はし尿収集手数料の滞納繰越分で、調定額55万5,419円に対しまして収入済額4万3,040円で収納率は7.75%でございます。少額ではありますが、確実に滞納分が減少している状況でございます。その下の3節犬登録手数料は狂犬病予防注射済票交付など、延べ1,628頭分の手数料でございます。同じページの14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち、社会保障・税番号システム改修費補助金と、次の個人番号カード交付事務費補助金が本課所管でございます。社会保障・税番号システム改修費補助金は、戸籍関係情報の連携に係りますシステム改修と、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に関する国庫補助で、補助率は100%。個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードを交付するための人件費等の事務に関する補助で、こちらも補助率は100%でございます。続きまして、32、33ページをお開き願います。3項1目総務費委託金の

2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等に係る事務委託金で、中長期在留者住所地届出等事務の処理に要する経費となっております。次のページに移りまして、15款2項3目衛生費県補助金2節清掃費補助金は、大村湾一斉清掃や海岸漂着物発生抑制に係る啓発活動等に係る補助金でございます。次の36、37ページをお開き願います。3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態に関する調査事務委託金と、パスポートに関する市町村権限移譲等交付金です。パスポートの申請が411件、交付が382件となっております。次のページに移りまして、3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金のうち、1番目と2番目の墓地と公害に係る市町村権限移譲等交付金が所管分でございます。続きまして、40、41ページをお開き願います。16款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入のうち787円が所管分で、これは高田郷コンポスト跡地の借用に対する貸付収入でございます。2目利子及び配当金1節利子及び配当金は、下から4番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入が所管分でございます。次に46、47ページをお開き願います。20款5項1目雑入1節雑入のうち、下から11番目資源売払収入、こちらは段ボールなどの紙類およびアルミ缶などの金属類の売り払い収入、そしてその三つ下になりますが、収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料は、パスポート用の収入印紙および長崎県証紙の売りさばき手数料でございます。次のページに移りまして、一番上の広告掲載料、このうち80万円が住民課所管分でございます。こちらは、ごみ収集カレンダーに掲載する9社分の広告料収入でございます。その四つ下に行きまして、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は施設組合運営負担金の前年度精算金、そしてずっと下に行きまして中段ぐらいになりますけれども、使用済小型電子機器等引渡し収入はスマートフォンや携帯ゲーム機などの小型電子機器の売り払い収入、そこから三つ下に行きましてトイレットペーパー売払収入は、リサイクルトイレットペーパー「ふわあっち！」の売り払い収入でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。80、81ページをお開き願います。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は全て所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは、住民係職員ならびに会計年度任用職員の人件費でございます。12節委託料の主なものといたしまして、下から2番目の戸籍総合システム改修業務委託料でございますが、これは戸籍関係情報の連携に係るシステム改修でございます。またその下のマイナポイント支援業務委託料につきましては、マイナポイントに関する相談や申請支援を行う業務委託でございます。13節使用料及び賃借料の上から3番目コンビニ交付システム利用料でございますが、これは住民票等の証明書をコンビニで交付するためのクラウドサービス利用料でございます。続きまして122、123ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費は全て所管分でございます。1節報酬は、環境保全や公害などについてご審議いただいております環境審議会委員への報酬8名分でございます。12節委託料は、一番上の水質調査委託料でございますが大村湾と河川の水質調査委託で湾

内7カ所を年6回、河川につきましては18カ所を年3回、遊泳場3カ所を年1回実施いたしております。その下のコンポスト跡地調査等業務委託料は、引き続きモニタリングを行っているもので、地下水および浸出水および土地の温度は適正な状態で、基準を全て満たしているところでございます。引き続きメタンガス等が検出されておりますので、監視を今後も続けていく予定といたしております。18節負担金、補助及び交付金は、各種協議会等の負担金ならび長崎市営火葬場維持管理負担金でございますが、火葬場負担金につきましては長崎市もみじ谷葬祭場の使用に際しまして、長崎市に対し長与町分の火葬件数の比率に応じて負担金を支払うもので、前年度比239万1,842円の増となっております。続きまして、6目狂犬病予防費でございますがこちらも全て所管分で、こちらは狂犬病予防注射や犬の登録に係る経費でございます。7目地球温暖化対策費も住民環境課所管で、12節委託料の算定業務委託料につきましては、温室効果ガス排出量の算定調査分析業務委託、その下の脱炭素実行計画策定支援業務委託料は、今年度策定予定の地球温暖化対策実行計画区域施策編の目標達成に向けまして、本町に必要な施策を整理し実行していくための目標値などを策定する業務でございます。次のページに移りまして、2項1目清掃総務費も全て所管分でございます。2節給料から4節共済費までは環境係職員の人件費でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会および自治会などへ紙類、瓶類など資源ごみの回収報奨金をお支払いしているもので、5団体の延べ9回分となっております。環境サポーター謝礼につきましては、本町の環境保全や廃棄物対策に関する事業に活動いただいております環境サポーターに対する謝礼でございます。12節委託料は清掃活動に関する委託料ですが、このうち下から2番目のきれいな町づくり事業委託料は、町内の道路等の清掃パトロール、常設倉庫の資源回収、ステーションボックスの補修など、シルバー人材センターへの委託料でございます。続きまして2目ごみ処理費は、こちらも全て住民環境課所管でございます。1節報酬から4節共済費までは、直営班として高齢者等ごみ出し支援や粗大ごみ回収などに従事いたしております会計年度任用職員の人件費でございます。次のページに移りまして、10節需用費では、消耗品費の内訳といたしまして、ごみ袋作成費3,042万6,000円、長与町オリジナルトイレットペーパー「ふわあっち！」の購入費175万5,000円などとなっております。12節委託料でございますが、ごみ収集委託料につきましては可燃、不燃などの各種ごみ収集、および缶、瓶、紙類等の資源の回収に伴う委託料でございます。次のごみ収集手数料徴収業務委託料は、ごみ袋の自治会配布や店舗販売等での委託手数料でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、2番目の生ごみ処理機器設置事業補助金が電動式19基、容器式13基分に対する補助、資源分別収集助成金は拠点回収で回収いたしました資源化物の売り払い収入を各自治会に助成金としてお支払いしたものでございます。その下の長与・時津環境施設組合負担金は、施設組合運営費の長与町負担分でございます。続きまして3目し尿処理費でございますが、こちらも全て所管分でございます。このうち12節委託料の一番上し尿収集

委託料はし尿の収集運搬の委託、その下のし尿処理委託料につきましては長与浄化センター内にありますし尿投入施設への処理委託、一番下のし尿投入施設運転管理業務委託料につきましてはし尿投入施設の運転管理業務委託でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、202ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、2物品の欄の3行目ダンプのうち2台分が住民環境課分で、日々のごみ収集や資源回収に利用している車両でございます。次に204ページをお願いします。同じく財産に関する調書の中の基金のうち(12)収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書について説明させていただきます。報告書の26ページをお開き願います。26ページから31ページまでが住民環境課分で、26ページにつきましては昨年10月から実施いたしておりますマイナポイント支援事業、27ページにつきましてはコンポスト跡地のモニタリング調査を行います環境対策事業、それと地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に伴います脱炭素シナリオ策定業務、28ページは粗大ごみ戸別有料収集の実績、29ページは可燃、不燃等のごみ収集委託業務に係る実績およびその内訳、30ページは資源回収いたしました資源物の売り払い収入を各自治会へ還元いたします資源分別収集助成金、それと長与・時津環境施設組合負担金、31ページにつきましてはし尿収集運搬処理業務に係る実績等でございます。

続きまして、本日お配りいたしました資料の方のご説明をさせていただきたいと思えます。まず初めに、歳入の収納状況の方でございます。こちらは先ほど歳入のところでご説明いたしましたし尿収集手数料の内訳でございます。過年度分の収入未済額の件数が21件となってるかと思いますが、こちらの実件数といたしましては3件となっております。現年度分を合わせた収入未済額の件数も同じく3件でございます。3件とも分納のお約束をしているところでございます。続きまして、もう一つの資料の方の説明に移らせていただきます。資源化物売払実績表でございますが、令和4年度の資源化物売払収入の合計額は、一番右下になりますけれども2,274万222円で、前年度比1,390万9,048円の増となっております。増額の要因といたしましては、紙類、金属類ともに売却単価が上がったことによるものでございます。以上が住民環境課の令和4年度決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

(休憩 11時43分～13時10分)

**○委員長（金子恵委員）**

それでは休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、住民環境課の審査に入っていきたいと思います。まず歳入から、24、25ページ。こちらでまず質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めます。26、27ページ、これは下半分のところです。一番下がごみ収集手数料等があります。では次、28、29ページ、これは上段の二つです。進めていきます。32、33ページ、これは真ん中の中長期在留者の分です。次のページで34、35ページ、こちらが一番下です。海岸漂着物の分、こちらが所管です。よろしいですか。36、37ページ、これも下の方ですね、戸籍住民基本台帳費委託金、こちらが所管です。それでは次、38、39ページ、これは真ん中の権限移譲の分ですね、二つ。それでは次、40、41ページ、これは運用収入の分と土地貸付の分が787円ですね。よろしいですか。それでは雑入に入ります。48、49ページ、5項目ぐらいありますけど、質疑はありませんか。それでは歳入全般で質疑はありませんか。よろしいですか。後ほど全体的にお聞きしますので、歳出に移ります。80、81ページ、質疑ありませんか。ここの1目が全て住民環境課所管ですけど、質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

この歳出の80、81ページのところにある委託料、使用料、どちらもですかね、このコンビニ交付システムについてなんですけど。コンビニで住民票とか取るのが時間が限られていますよね、朝6時半から11時か何か。これはもう全国、そういう決まりなんですかね。せっかくコンビニで取れるなら24時間とか思うんですけど、ちょっと教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

木須課長補佐。

**○課長補佐（木須美樹君）**

コンビニの利用時間につきましては、全国統一ということになっております。

**○委員長（金子恵委員）**

よろしいですか。他にありませんか。それでは122、123ページ、こちら全部所管ですけど質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

コンポスト跡地調査等業務委託料ですね。説明の中でもメタンが出ているということなんですけど、ちなみにモニタリングの結果、こういう物質が出ているというその他の物質ってというのは何か分かれば教えていただきたいんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

松本係長。

**○係長（松本雄輔君）**

検査項目として、メタンガス、硫化水素、二酸化炭素、酸素、窒素、アンモニア、以

上の項目のみ調査をしております、その数値については出ております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと物質的なことはよく分からないんですが。特に硫化水素などは毒性もありますけども、この辺りは数値的には一定の基準が恐らくあるんじゃないかと思うんですね、この辺りぐらい以上はちょっと危険だよと。そういったものからして安全性というのはどういうふうには評価されているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

4年度の直近の調査の結果ですけど、硫化水素については許容濃度という基準がありまして、これが5ppmになるんですけども、直近の検査では全て0.5ppm以下ということで、基準値内ということで結果が出ております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。もう長年モニタリングをやっていて、できればメタンガス等々のそういう物質がもう終息したら有効活用できるのかなと思うんですが、推測するというのはやっぱ難しいんですかね。もうじっと待つしかないっていう、あるいはあらかじめと何年経過すれば終息して利活用ができるとか、その辺りの見込みっていうのは現段階では難しいのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

現段階ではいつ頃とかあと何年とかいう見込みについては、予測ができないというか、なかなか見込みが立たない状況になっています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ節の別のところですが、この猫の不妊・去勢事業委託料。これ3年度までは7,000円でしたっけ、1頭につき補助みたいな形だったのが、4年度からちょっと制度が変わって、猫を連れていった方が病院で2,000円払うという形に変わっていると思うんですが。前はたしか年間で30頭分の予算で打ち切りのような形だったと思うんですが、これはこの新しい制度になって1年当たりの受付頭数とか変化があるのでしょうか。

今のちょっと制度の概要を説明していただければと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

令和3年度以前につきましては、保健所の補助事業として行っていたところだったんですが、令和4年度からその補助自体がなくなったということで、長与町独自でこういった事業を開始することになりまして、実際町民の方が負担する額につきましては、2,000円と変更はありません。件数については以前と変わらないような状況で推移しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

では委託料になってますよね。委託料ということは、どこか指定した病院、もう1カ所に行ってもらえることになってるんでしょうか。この委託料を払っている先ですね。それとあとの33万4,000円というのは実際に何頭分なのかを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

令和4年度は町内の二つの動物病院と委託の契約を結ばせていただきまして、この助成については直接その動物病院の方にお支払いするような形になっています。実績としましては、上限ですけど雄の去勢が1頭につき1万3,000円、雌が2万3,000円ということにさせていただいております。内訳は令和4年度の内訳が雄が8頭、雌が10頭分ということになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると18頭となりますが、先ほどのご答弁だと以前とあまり変わらない頭数で推移しているということで、年間何頭という、もしくは予算幾らまでという上限があるわけではない。たまたまその前の令和3年度以前と同じぐらいの申請しなかったのか、ちょっとその上限があるのかどうかを伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

特に上限を定めているものではございません。ただ予算を超えるとなった場合、委託料なので予算の範囲内にはなってくるんですけど。ただ、申請状況を見て、その時に判断させていただきたいということで思っています。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

たしか以前はもう何頭分とかっていうので年間の上限があったと記憶してるんですが、いずれにしても、今はそうではないということですが、というのはこの12節の委託料ってというのが、結構不用額が100万円ぐらいあるわけですよ。そうすると、今実際に、私の知る限りでも皆前地区とかでかなり野良猫をそういうご自身で保護して、手術して、飼ってくれる人を探したりして活動されてる方がいる。そういう方が自己負担されてるのは、やっぱりちょっと町として住環境を良くしてくださっているわけで、できるだけ助けてあげたらいいんじゃないかと思うんですよ。なので、これをもうちょっと流用も含めて年間もうちょっと増やしてもいいんじゃないかと思うんですが、どうかね、お考えは。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず、年度当初の予算を立てる時になるかと思うんですけど、これまでの実績であったりとかいったものを基に予算を立てて、特に頭数とかが見込めないものにここはなってくるので、実績を基に予算は立てるようにはなるんですけど、その時にそれで実際やっていくうちに今年度はもう年度当初のうちにぱっと申請が来て、ちょっと足りなくなりそうだと見込まれた時には、例えば補正でお願いするか、そこはちょっと分かりませんがその時に判断することになるかと思うんですけど、そういったことで対応させていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

123ページの地球温暖化対策費の中で、脱炭素実行計画策定支援業務委託料、その中の一部になるのか脱炭素シナリオ策定業務というのが主要な施策の中に特記して記載があるんですが。まず1点目がこのシナリオ策定っていうのはもう終わってできているのかと、これはもう一般に公開されているものなのかはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

脱炭素シナリオ策定業務委託料ですけども、これについてはまず決算の脱炭素実行計画策定支援業務委託料、これ全額がシナリオ策定業務委託料になるんですけども。これについては、10月策定予定の地球温暖化対策実行計画の区域施策編、1市2町で

策定する予定になっている分の目標値の設定であったり、そういったのをするための準備段階の長与町分の策定委託料になりますので、もう策定の方は済んでおります。それで公表については、これはもうあくまでも区域施策編を策定するためのものの委託になりますので、特段公表はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

知っててシナリオっていう言葉が非常に気になってですね。ちょっと辞書で調べたら脚本とかいう意味みたいですよ。こういう脱炭素の計画にシナリオっていうのはちょっとよく分からない、脱炭素化の実行計画なら分かるんですけど。これがそもそもなぜ、全国そういうふうなものやってるのか、長崎市、時津町、長与町で何か独自にそういうシナリオを作ろうかというふうなことなのか、ちょっとその辺りの経緯っていうか状況が分かればいいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

シナリオというのが、まず何も対策をしなかった場合にどうなるかっていうシナリオですね、それと比較してできる対策をした場合のシナリオ、そして国が対策を提示してるんですけど、その対策を全部やった場合、最大限やった場合のシナリオというのを比較して、策定しているという内容になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

地球温暖化の対策をした場合としなかった場合の何十年か後にこうなるというのは、私、国のホームページでですね、気象庁か何かのホームページで見たことがあるんですよ。ちょっと疑問に思うのは、今聞いて思ったのは、もう既に国はそういうものを出して、もうあるのに、時津町、長与町、長崎市っていう、特に地球規模とかやっぱり国として取り組むような大きなスケールのを長与町、時津町、長崎市で温暖化の、これ見ると推計とかを出すっていうのはちょっと何かイメージが、必要なのかなど。これはもう国全体のエネルギーの排出とかですよ、例えば総排出量とかのレベルの話に、この小さな自治体のごくごく小さな所でシナリオをあえてお金を出して作るというのが妥当だと判断されたのか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず、当初はその1市2町で合わせて、それをまた今度ポテンシャル調査っていうの

があるんですけど、それを国の補助を受けて1市2町とする予定にしておりました。ただ、その補助金が結局全国的にも要望が多くて、うちの1市2町分が補助が下りなかったという経緯がございまして。じゃあどうしようということで、じゃあ個別でするしかないねということで長崎市も個別でされています。時津町はされたかどうかちょっと分からないんですけど、長与町もこれはしないといけないんじゃないかということで、この業務委託をしたわけですけれども、結局、それぞれ長崎市、時津町、長与町でそれぞれ地域性があると思うんですね。例えば、長与町は比較的住宅地が多い、時津町は事業所とかそういった所が多いとか、そういったところでいろいろ排出量も見込みとか実績が変わってくるものですから、そういったこともありまして、長与町は独自でこの中でもシナリオの策定業務はしないといけないんじゃないかということで判断させていただいて、この委託をするという経緯に至りました。それで、国の施策なんですけれども、国のももとの目標値というのが、2013年比で2030年度で46%減というのが国の目標値になってるんですが、この1市2町ではそれよりも厳しい数値になるんですけど、2007年比で2030年度で43%減というふうに目標設定をさせていただいて、それを達成していくためにはどういうふうにしたらいいかということの区域施策編を立てる段階でそれぞれで調査しようということだったんですけども、それが国の補助金が下りなかったということで、独自でこのシナリオ策定業務の委託をさせていただいたということになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大まかに状況は理解したんですが。ただこういう計画をせっかく立てたのであれば、例えば町民に対してこういうふうな排出削減をやりましょうと。何もしなかったらこうなりますから、こういうふうなことで皆さんやりましょうとか、何かやはり数字を町民に分かりやすくイメージがつかめるように示してっていうような取り組みにつなげていかないといけないと思うんですが。されてるのかもしれませんが、その辺りの関連性がうまくできているのか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

この委託をして出た結果ですけど、この結果については今度10月に策定します1市2町の地球温暖化対策実行計画に反映させるんですけども、それとまた併せまして、町の方としても例えば、この前もちょっと答弁をさせていただいたんですが、広報ながよの方に一応特集を組ませていただいて、区域施策編の公表をさせていただく予定にしておりまして、その中で例えば住民ができることとか、こういったこと。まだ記事の内容が確定しておりませんので、例えば今委員ご指摘のようなところも頭に入れながら、

どういった表現にしていくかとか、分かりやすい表現にはしていきたいと思ひますし、今後はまたいろいろな地区での説明会であったりとか、そういったことで住民の意識改革といったことにつながるような対策をしていかないといけないかなということだと思ひてます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今123ページまで行ってますね。それでは次、124、125ページ、質疑はありますか。よろしいですか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありますか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

1点質問させていただきます。町民一斉清掃の処理委託料ということで330万円ほどの金額が上がっておりますけれども、これいつも思うんですけど、これに係るごみ袋だったりその他の備品関係の支出があると思うんですけど、それはこの消耗品費の中に入るんですか。例えば土のう袋とかあると思うんですけど、

○委員（堤理志委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

町民一斉清掃につきましては長与町の保健環境連合会が主体として行う事業となっております。保健環境連合会の予算の中から消耗品については支出しております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

保環連が主催ということで分かったんですけども、その在庫というのは環境係の方でされているんじゃないかと思うんですけども、その保管というのはどういうふうになってるのでしょうか。

○委員（堤理志委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

保管につきましては住民環境課、事務局の方で保管しております。余った分につきましては翌年度の一斉清掃に使うようにしております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

そしたら、保管された余った分っていうのは、一斉清掃以外には使えないという理解

でよろしいのでしょうか。

○委員（堤理志委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

はい、基本的には一斉清掃で使う分ということでのご認識で問題ございません。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この124、125ページの4款2項1目清掃総務費12節委託料のきれいな町づくり事業委託料っていうのは、内容と委託先を教えてくださいなんですが。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

きれいな町づくり事業委託料ですけれども、こちらのまず委託先は長与・時津シルバー人材センターになります。こういった業務をさせていただいているかといいますと、道路の清掃の巡回であったり、常設倉庫の資源化物の回収、それとかステーションのクリーンボックスといったものの補修とか、そういったものをお願いをしております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうすると、これが予算が1,400万円ぐらい組まれていたものが300万円ぐらい減額になっている理由というのは何でしょうか。前年度は多分1,400万円ぐらい決算になってたと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

金額については、契約の仕方ですけど実績に応じてお支払いをしているので、勤務時間等では変わってきます。ただ、今回3年度と比べて260万円ほど減額になってるんですけども、その主な理由といたしましては、令和4年度の途中までになるんですけども、日曜日に行われています自治会の方でしていただいています資源化物の拠点回収ですけど、その金属類の収集もシルバー人材センターをお願いをしていたんですけども、重かったりするものですからちょっとなかなか難しくなってきたということがありまして、それでその分を委託先を変えたものですから、その分が減額になっています。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、今おっしゃったその分の委託料といたしますか、これはどの項目の幾らの分なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

その分につきましてはちょっと目が変わるんですけども、次のページの126、127ページの2目ごみ処理費12節委託料ですけれども、この中のごみ収集委託料が一番上にありますけどこの中に含まれております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

すみません、私も一点。シルバーの委託のところで、先ほどの業務内容で道路パトロールっていうのが、道路の清掃っていうのがありましたけれども、長与町全部の道路をとるとかなりな距離数になるので、清掃を行うといたら大体、例えば役場を基点にぐるっと回ってきてまた役場の所となったら、どのくらいの期間で。よく公園は年に2回とかいうじゃないですか。そういう感覚でいくと大体一回り何か月ぐらいでされるんですか。

○委員（堤理志委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

パトロールというのが町内一円をぐるっと回るようなパトロールとかではなくて、こちらがごみのポイ捨てが多い箇所とかそういった所を重点的にごみ拾いをしてくださいという形でしております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっとごめんなさいね、決算とちょっと関係ないんですけど、そこに今閉じた居酒屋とか和風レストランがあるんですけど、銀行の横にあるんですけど、その前の川沿い、もしかしたらそこを散歩される方から連絡があったかもしれないんですけども、

もう両サイドから川沿いの方の歩道が両サイドから雑草が人の腰の丈以上に伸びていて、見ててちょっと少しはきれいについていうご意見をよく聞くんですね。ですからそこに限らず、全体的な所でここっていうのを、委託をされるのであれば、やっぱり職員の皆さんも気づいたときは環境係の方にここっていうのを、横の連携というんですかね、通勤する際のそういうのを聞いて。やっぱり道路というのは長与町のある意味顔でもあると思うので、そういうふうなところでちょっときれいにされた方がいいんじゃないかなと。これ、すみませんね、決算に関係なくて。以上です。お願いします。

○委員（堤理志委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

確かにここにごみに落ちているから、これはもうその所管ですよ、この所管ですよではなくて、例えば気づいたところがするとかというのももちろんそれはあっているかと思えますので。あと横の連携ですね、そういったのを情報共有とかも取らせていただきながら、長与町をきれいにするための活動になるのでそれについては連携を取らせていただきたいと思えます。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次、126、127ページ、こちらで質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

資源分別収集助成金、これが恐らく自治会の拠点回収の部分に当たるのかなと思うんですが、令和4年度の決算が終わった、決算の部分なんですけども、今後の方向性についての考えをちょっとお伺いしたいと思います。先日も同僚議員が一般質問で言われていましたように、地域によっては高齢化が著しい所もありますので、やはりそういう町民の高齢化の状況もよく考慮しながら、今後計画を進めていかないといけないのかなと思うんですが、その辺りについての考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

拠点収集につきましては先日も答弁をさせていただいたんですけれども、保健環境連合会、それと受け入れ先であります長与・時津環境施設組合とは協議をさせていただいているところであります。で、実際活動していただいています保健環境連合会の中のご意見としましては、ご指摘のとおり、どうしても高齢化であったりとか、なかなか役員の手がとかそういったのもあったりとかして、ちょっと負担になっているということでステーションに戻せないかというご意見も頂きます。その一方で、数少なくなっ

きた自治会員であったり、自治会の人たちとの交流の場にもなっているので、何とか続けてほしいというようなご意見もございます。単純にこれ多数決で決めるものではないかなとは思ってるんですけども、そういったご意見を聞きながらどういうふうにしていったらいいのかというのは、これはもちろん協議を今後も進めさせていただきたいと思います。現状、受け入れ先であります長与・時津環境施設組合ですね、こちらの時津にありますクリーンセンターの方で受け入れをするんですが、そちらの方の設備、あと人的なものといいますか体制ですね、そういったものにも関係してくるものですから、協議はさせていただいてるんですけども、現状例えば来年からとかそういったすぐすぐではちょっとなかなか設備の方であったりそういったのが、今かなり老朽化をしているようでございまして、処理する方がですね。そういったのもあって、ちょっと厳しいという回答も頂いてはいるんですが、ただそういったところも何とか収集方法であったりとか、そういったので何かクリアできないかなということでは一応考えてはいるんですけど。協議の方がなかなかうまく進まないっていうか、協議をさせていただいている段階ですね、何とかそういうことであればこういった方策でとか、そういったところをちょっと考えているような状況でございます。このままいくのかどうかについては、まだ何ともはっきりした答えは言えないんですけども、協議させていただいた上で判断させていただきたいかなということでは思っています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

受け入れ先の老朽化の問題もあるということでは理解するところなんですけど、私も皆さんもそうですけど、仕事が終われば町民の立場になって、私も先日この拠点回収の当番で行ったんですけども、おっしゃるように自治会の役員の中にも意見がやっぱり二つあって、交流の場になっている、それはもう確かにそうなんですよね。当然、黙って立っておくのも何ですので、最近どうしてますかということで話も弾みますし、情報交換とか交流の場になっているのはもう間違いないというふうに思いますが、特に私の住んでいる地域でいえば、もう築40年以上たっているということは元から住んでいらっしゃる町民の方が70代、80代というふうに、一緒に立っている人たちを見ると明らかに後期高齢者に差しかかる世代で。特に地元のことで言って申し訳ないんですけども、もう当初からは私の住んでるところはモデル地区だったもんですから、非常に最初は頑張るぞということでスタートしたんですが、言うようにだんだん20年ぐらい多分たっていると思うんです。もうそれに応じて高齢化して行って、やっぱり1時間立っているとなると本当に私もしんどいんで、恐らく70～80代の人っていうのは想像以上にしんどい、でも、人前ではやっぱり言わないんですよ、もうきついからやめてほしいというのは、こっそり言いますが、声を大にしてはなかなか言いたくても言えないという思いもありますので。ですから私は一気にこれを全部変えるというのは難

しいんだったら、高齢化が進捗してる所から順を追って段階的にとか、そういうことを検討していったらどうかなと思うんですが。そうしないと一気に変えるとなると予算的な問題もあったり、受け入れ先の状況もあるので、もう今から少し計画を立てていかれた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

ステーション回収の方に戻すというやり方については、いろんなやり方も考えられるのかと思います。そういったことも含めて、するかしないかだけの検討だけではなくて、どういったらできるのかとかどういったことからやっていこうとかかそういったのも含めて今後は協議をさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。それと報告書も合わせて、全体的に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

127ページのし尿処理費の委託料が書いてありますね、それと報告書の31ページのし尿収集運搬処理業務ということで、町内の一般家庭および仮設トイレ等の一般廃棄物の収集運搬処理ということですが、長与町は下水施設が素晴らしく、100%に近いということで、まだその完備されていないということの状況で、決算額を見るとこういう額ですが、これはこのままずっと毎年この状態を続いていくということで理解してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

令和4年度末のいわゆるし尿収集をしてる世帯、汲み取り世帯になりますけど、これが大体約150件ほどございます。それに加えて、事業所の事務所であったり、建築中の工事箇所の仮設トイレの汲み取りとか、そういったのも含めまして年間で令和4年度で446件ほどあるんですけども、これについては件数が今現在横ばい状態な感じできっと推移してきております。なのでそれを考えると、これが当分の間は続くのかなとは思いますが、件数が少しでも少なくなるにつれて委託料等についても少しずつは減ってくるんじゃないかなということでは考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

(休憩 13時57分～14時08分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほどこども政策課の審査のときに、回答漏れの分がありましたので、その分の改めての発言を許します。

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

子宮頸がんのキャッチアップ償還払いの件数について申し上げさせていただきます。申請件数が全部で12件、12名分の申請でございました。支払総額は51万2,518円となっております。ワクチンの接種別ですね、2価、4価、9価はそれぞれどれぐらいかということでお尋ねございましたけれども、回数の結果は2価が0回、4価が22回、9価が11回と、合計33回分の申請でございました。

○委員長（金子恵委員）

以上でよろしいですか。ありがとうございました。これで、こども政策課の残った分を終わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより福祉課の審査に入ります。本案について提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さんこんにちは。お疲れさまです。それでは、議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算、福祉課所管分につきましてご説明いたします。歳入歳出共に事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。

まずは歳入からでございます。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、老人福祉施設入所者費用徴収金（過年度分）、高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管で、いずれも入所者からの入所費用収入でございます。過年度分につきましては、平成30年度から令和元年度にかけて高齢者虐待により特別養護老人ホームへ措置を行っていた方1名分でございます。4年度末の収入未済額に掲載してあります56万1,094円となっております。こちらの過年度分につきましては、現在、成年後見人より年金月に7万円

ずつの確実な納付が行われているところでございます。次のページをお開きください。

13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター丸田荘の入浴施設利用料収入でございます。利用者は延べ2万3,639人となっております。28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち、3億5,639万152円が福祉課所管でございます。自立支援給付費事業費の2分の1を国が負担するものでございます。次のページをお開きください。14款2項2目1節社会福祉費補助金は全てが福祉課所管となっております。4行目、5行目は住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金10万円の給付金および事務費に係る国庫補助金、6行目7行目が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5万円の給付金および事務費に係る国庫補助金でございます。100%の充当となっております。3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金(原爆分)のうち418万8,000円、こちらが福祉課所管で、被爆者健康相談事業など被爆者対策事業に充てられるものでございます。32、33ページをお開きください。下の方に参りまして、15款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち、1億7,819万5,076円が福祉課所管となっております。障害者自立支援給付費負担金につきましては、4分の1を県が負担するものでございます。次に34、35ページに参ります。15款2項2目1節社会福祉費補助金では、上から4行が福祉課所管でございます。主なものでございます。3行目福祉医療費補助金は、障害者の福祉医療費につきまして2分の1を県が負担していただいているものでございます。次にその下でございます。同じく2目3節老人福祉費補助金、在宅福祉事業費補助金も福祉課所管分でございます。老人クラブへの補助金基準額の3分の1の補助となっております。38、39ページをお開きください。15款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管でございます。県からの権限移譲等に係るものでございます。次のページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金につきましては、上から4行目地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管分でございます。次のページをお開きください。17款寄附金でございます。7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち1,302万8,000円が福祉課所管でございます。ふるさと長与応援寄附金のうちのぬくもりのある福祉の地域づくりとして頂戴いたしました寄付金でございます。緊急通報システム業務や地域福祉ボランティア助成金、成年後見制度利用促進中核機関運営業務委託料などへの充当させていただいているところでございます。46、47ページをお開きください。一番上の方になります。20款3項1目1節貸付金元利収入、上から2行目の災害援護資金貸付金元利回収金(滞納繰越分)が福祉課所管分でございます。平成3年の台風被害に係る貸付金の滞納繰越分で4名分の収入でございます。1名の方につきましては令和4年7月に完済しておるところでございます。今回提出資料といたしまして、現在残っております3人の皆さま、滞納上位者一覧表ということで資料を提出させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。続きまして、5項1目1節雑入でございます。上から

8行目清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円が丸田荘設置分の1台分でございます。二つ下各種施設電話使用料のうち330円が丸田荘の電話使用料、そこから八つ下になります高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金は23名分でございますが、高額医療からの福祉医療の方への過年度分の充当返還となっております。そこから3行下になります丸田荘利用料につきましては、1階部分を社会福祉協議会のデイサービスで利用されておりますので、その使用料と光熱水費に係る社協からの収入が547万6,119円、こちらの方と丸田荘でせっけんとかドライヤーの使用料など、そちらの方の収入が1万8,680円、合わせまして549万4,799円となっております。次のページをお開きください。下の方になります。下から9行目緊急通報システム事業利用者負担金になりますが、平成30年度から実施をしております緊急通報システムの利用者負担金でございます、令和4年度末が62名の方が利用されているところでございます。その一つ下になります高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金につきましては、医療保険と外来受診に係る年間合算金につきまして一定額を超えたものに対する返還金、7名の方から返還いただいております返還金となっております。以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出になります。主なものを説明させていただきます。88、89ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬につきましては上から三つが所管分でございます。1行目民生委員児童委員推薦会委員報酬は、民生委員児童委員の一斉改選や不在の地域において新たな候補者を民生委員児童委員として国や県へ推薦する際の推薦会に係る委員の報酬でございます、4年度は改正の年でございますので、改正に伴う推薦会というのを5回開催をさせていただいております。2節給料のうち4,375万5,748円、あと3節職員手当等のうち2,720万1,551円、次のページに参りまして4節共済費のうち1,398万9,815円につきましてが、住民福祉部長と職員合わせて12名の人件費となっております。7節報償費につきましては、原爆受難者の碑の管理に対する謝礼でございます。8節旅費は普通旅費のうち1万8,580円、費用弁償のうち4万1,000円、10節需用費につきましては、消耗品のうち1万6,504円が所管分でございます。12節委託料につきましては、2行目の福祉医療費システム保守委託料以外が所管分でございます。主なものといたしましては、1行目地域福祉等推進特別支援事業委託料は、地域において高齢者の見守り活動を行う福祉員の設置につきまして、社会福祉協議会へ委託し推進をお願いするものでございます。下から1行目成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料は、こちらも社会福祉協議会への委託になりますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきまして、地域における権利擁護支援や成年後見制度利用促進を中心とした中核機関につきまして、令和3年10月1日から社会福祉協議会で立ち上げていただいております。この中核機関の運営につきまして、委託を行っているところでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、下から2行目の支援対象児

童等見守り強化事業補助金以外が福祉課所管でございます。このうち6行目長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、法人ホームの職員や非常勤職員17名分の人件費が6,028万、それと役場関係が利用した福祉バスに係る費用につきまして27万280円の合算の金額となっております。次の行の長与町老人福祉センター運営補助金につきましては、老人福祉センターの維持管理に係る補助金でございます。設備の保守料や光熱水費、修繕費、あと時間外の守衛の方の人件費と管理運営に係るものでございます。下から3行目のほほえみの家元利償還補助金につきましては、平成18年に開所いたしております高田郷のほほえみの家の建設に係る元利償還で、償還期間が令和7年度までとなっております。一番下の行の福祉避難所運営負担金、こちらは初めてでございますが、町内2カ所がございます福祉避難所につきまして、令和4年度に開設いただいた際の人件費、あとは消耗品等を町が負担したものでございます。19節扶助費につきましては、次の92、93ページに参りまして、下から2行目小見舞金が福祉課所管分でございます。令和4年4月4日と4月23日、二日になりますが、火災全焼2件分の見舞金となっております。24節積立金につきましては全額が福祉課所管で、ふるさと長与応援寄附金の充当残を基金へ積み立てたものでございます。続きまして、2目障害者福祉費でございます。1節報酬につきましては、療育専門員、療育補助員報酬以外のものが福祉課所管分でございます。一般事務補助パート報酬、障害者相談支援専門員報酬、障害支援区分認定調査員報酬、手話通訳者報酬は会計年度任用職員に係る報酬でございます。3節職員手当等のうち93万7,118円、4節共済費のうち92万5,521円、8節の費用弁償の会計年度任用職員通勤手当のうち4万8,000円、あと10節需用費につきましては、消耗品のうち11万7,893円、あと印刷製本費につきましては全額が福祉課所管分でございます。11節役務費に参ります。1行目通信運搬費のうち1,848円、2行目振込手数料のうち1,320円、4行目から7行目までが福祉課所管分でございます。通信運搬費、振込手数料につきましては自立支援の審査委員会での医療費等の切手代とかになっております。12節委託料につきましては、95ページのひばり学級に関するもの以外が福祉課所管分でございます。92、93ページから説明いたします。12節委託料の1行目障害者相談支援事業委託料は、障害者の方への一般相談につきまして2事業所へ委託を行っております。相談延べ件数が1,836件でございました。その下、手話通訳者派遣事業委託料につきましては、通院など手話が必要な聴覚障害者との同行支援をお願いしているものでございます。延べ90件、102名の派遣を行っております。その下の要約筆記者派遣事業委託料につきましては延べ14件、こちらも聴覚障害者の方でございますが、手話が使えない、要約筆記での派遣というふうになっております。次のページに参りまして、地域活動支援センター事業委託料につきましては、3障害の社会参加や自立に向けた支援事業について、社会福祉協議会へ委託をしているものでございます。高田にありますほほえみの家のあおぞらで、延べ2,375件の利用がされているところでございます。月平均17名の利用があつて

いるところでございます。13節使用料及び賃借料につきまして、有料道路等使用料および駐車場使用料が所管分でございます。障害者支援区分認定調査に伴う有料道路、駐車場の使用でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、上から7行目長与町障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金（障害児）以外が所管分でございます。一番下の長与町障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金（障害者）31万7,000円につきましては、町内5つの障害福祉サービス施設に対しまして通所系の施設につきましては電気代の高騰分、訪問系の事業所につきましては所有する車両の燃料費につきまして補助を行ったところでございます。19節扶助費に参ります。下から3行目、4行目の障害児通所給付費および育成医療費以外が福祉課所管分でございます。主なものでございます。3行目自立支援給付費は3障害者が利用する福祉サービスに対する給付、例えば居宅介護とかB型通所とかになります。こちらの給付金でございます。下から2行目身障者医療費につきましては障害者の方に対する福祉医療費でございまして、延べ1万2,633件の支払いを行っているところでございます。96、97ページに参りまして、22節償還金、利子及び割引料が1行目2行目の過年度自立支援給付費国庫返還金、過年度自立支援給付費県費返還金および最後の行の過年度障害者総合支援事業費国庫返還金が福祉課所管分でございます。全て令和3年度実績に伴う返還金でございます。続きまして、中ほどでございます。4目原爆被爆者対策費につきましては全て福祉課所管となっております。これは原爆被爆者対策および原爆被爆者健康生活相談事業に係るものでございます。窓口における相談員対応件数といたしましては、延べ1,445件の対応をしているところでございます。次のページに参ります。6目臨時特別給付金事業費が全て福祉課所管となっております。令和4年度に実施されております住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に係る事務経費および給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る事務経費および給付金でございます。18節負担金、補助及び交付金、1行目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のうち非課税世帯および家計急変世帯が661件となっております。1件分9万円の差額がございしますが、こちらについては一度申請された後に課税変更がございまして、2世帯分、現在分割で返還をいただいております。1万円の返還を年度中にいただいておりますが、9万円につきましては、現在、分納にて返還させていただいております。来年からは収入の方で受け入れというふうになってまいります。また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、1世帯当たり5万円、2,921件の給付を行っているところでございます。108、109ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費が全て福祉課所管でございます。7節報償費のうち長寿者敬老祝金の内訳といたしましては、88歳が176人、100歳が15人となっております。次のページに参ります。12節委託料、2行目老人福祉センター「丸田荘」管理委託料は、丸田荘の受付業務や施設管理、総括管理等を委託するものでございます。丸田荘の利用者数が2万3,639人でございました。2行下の高齢者生活福祉セ

センター運営事業委託料は、おおむね60歳以上の1人暮らしまたは夫婦の世帯で、高齢のために生活することが不安である、例えば身の回りのことなどは行われますが1人で暮らすのには不安を抱えている高齢者の方に対しまして、住居の提供、相談助言、緊急時の対応、必要な介護サービス等の手続き援助などにつきましての委託を行うものでございます。2行下になります。緊急通報システム業務委託料につきましては、令和4年度末で62名の方がご利用になられている緊急通報システムの価格に係るものでございます。18節負担金、補助及び交付金に参ります。2行目の老人クラブ活動費補助金につきましては、町内における30の老人クラブの活動および連合会の活動に対する補助金でございます。次に、19節扶助費に参ります。扶助費のうち、高齢者交通費・健康づくり助成金の内訳といたしましては、バス券が476万3,700円、タクシー券が889万5,500円、健康づくり助成金が262万4,800円。対象者の数が9,257名のうち交換に来られた方が7,672名でございました。22節償還金、利子及び割引料、1段目過年度在宅福祉事業費補助金県費返還金につきましては、令和3年度実績による県への返還金でございまして、老人クラブ連合会の補助金、事業確定に伴う返還金となっております。2段目過年度老人福祉施設入所者費用徴収金返還金につきましては、通常月の途中で老人福祉施設を退所された方へは日割りで費用の徴収を行っておりますが、令和3年10月に退所された方の精算額につきまして、31日で日割り計算をしないといけないものを30日で計算したことに伴う精算額の計算誤りとなりまして、多く納入いただいた分17円の返還を行っております。以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして202ページに参ります。財産に関する調書の(4)出資による権利でございます。上から8番目の長崎県地域福祉振興基金と、その五つ下、長崎県すこやか長寿財団分が福祉課所管でございます。年度中の増減はございませんでした。それから204ページになります。4基金でございます。(9)地域福祉ボランティア基金でございます。歳出でご説明いたしましたとおり、令和4年度ふるさと長与応援寄附金より561万円を積み立てしたものでございます。

引き続き、主要な施策の成果に関する報告でございますが、福祉課所管分が32ページから34ページまでの4項目の施策を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。以上が福祉課の令和4年度におきますご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきます。まず歳入の22、23ページ、下段の方ですね。老人福祉施設入居者の徴収金、ここから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。次に24、25ページ、これは丸田荘の使用料です。よろしいですか。戻って構いませんので進めます。28、29ページ、障害者自立の分です。それでは次、30、31ページ、上段の方です。上から3行分です。よろしいですか。それで

は32、33ページ、これは下段の分です。障害者自立支援給付金です。では、34、35ページ、社会福祉費補助金と老人福祉費補助金、ここが所管になってます。よろしいですか。では進めていきます。38、39ページ、社会福祉費委託金、中段より上のこの4行です。質疑はありませんか。では進めてまいります。40、41ページ、これは基金の運用収入の分です。2,027円、こちらが福祉課です。それでは、42、43ページ、これはふるさと納税の分、1,302万8,000円という説明がありました。よろしいですか。では、46、47ページ、上段の2行目の滞納繰越分と、あと雑入ですね。雑入は48、49ページまで幾つかあります。緊急通報システムの辺り。一応歳入は以上ですが、全体的に質疑はありませんか。よろしいですか。歳出の方に移ります。歳出の88、89ページ、下段の社会福祉総務費からです。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

歳出の3款1項1目社会福祉総務費1節報酬の一番上、民生委員児童委員推薦会委員報酬、内容はもうご説明いただいたとおりで分かったんですが、ちょっと現状を伺いたいのは、民生委員もなり手不足と聞いていますけれども、現在本来全部で何人のところを何人いらっしゃるとかっていうのは、どういう現状でしょうか。全員必要な数いらっしゃるのか、地域によっては何かいらっしゃらないところも何年か前あったかなと記憶してらるんですが、ちょっと教えていただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

全部で63名が必要になるところですが、現在57名に民生委員の方を務めていただいているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

やはりいらっしゃらない所っていうのは、代わりに例えば町の方から同じような職員が役割をしているのか、どういう状況なのか伺っていいですか。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

現在いらっしゃる57名の民生委員の方で地区が近くになられる方につきまして、町の方からお願いして見守り活動していただいているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。では次、90、91ページ、これは下段と真ん中辺りにもありますが、質疑はありませんか。よろしいですか。では、92、93ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

93ページの一番下の委託料のところの一番上段、障害者相談支援事業委託料というところですが、先ほどのご説明ですと1,826件の相談があったというような説明だったと思うんですが、ちなみに主にどういうことに困っていらっしゃるのか、その辺り分析があればお聞かせいただきたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

申し訳ございません、1,826件と申し上げたのであれば1,836件、ごめんなさい、10件間違いで1,836件でございます。こちらの方は長与町の社会福祉協議会の中にあります相談支援施設ぬくもりとあと長崎市内にあります和みの里、こちらも両方とも指定を受けた相談事業所になっておりまして、こちらの方で一般相談ということで相談を受けていただいております。実際にいろいろなサービスを受けるところの相談ではなくて、障害を持っているんだけど何をしたらいいのか分からない、どこに行ったらいいのか分からないというような入り口のところの相談を受けていただいている所でございます。ここで相談を受けた分につきまして、今度計画が必要だったり、支援サービスが必要な場合は、今度は相談支援事業所から施設の方、もしくは計画を立てる、そういうふうに段階を踏んでいくこととなります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

数が多いので、個別にっていうのは聞くつもりはないんですが、件数が多いですよ。2,000件近くということで、1日当たりには換算すると5件ぐらいですか、ということでこれはそんなに多いのはどういうことなのか。延べじゃないのかなと、同じ方も複数回相談したのも入ってるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

委員がおっしゃいますとおり1人の方が何回も相談に来られますので、こちらの方は延べ件数となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ目障害者福祉費1節報酬のところですが、この手話通訳者報酬っていうのは令和

3年のときはなかったかなと思うんですが、これはどういうものですか。ちょっとご説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

令和3年度までは管理公社の方に委託しておりまして、管理公社に所属をしておりまして手話通訳士を専任通訳者として、4年度になりまして直営で町の方で手話通訳者、専任通訳者になりますが1名窓口には配置しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

以前から窓口には手話通訳者の方いらっしゃったのがそういう形態が変わったということですね。このことなんですかね、同じ12節委託料、手話通訳者派遣事業委託料というのはまた別、関係ないんですか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらにつきましては役場以外の例えば病院とか、あとは自治会、子ども会、学校のPTAなどへ行くときに、手話の通訳が必要な場合に手話通訳者派遣ということで難聴者の方に1人手話通訳者を付けて一緒に行っていただき、手話通訳をしていただくというのが派遣の内容でございまして、年間で90件102名、これも延べになりますけれども102名の方になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいでしょうか。では、94、95ページ、こちらで質疑はありませんか。はい、96、97ページに行きます。質疑はありませんか。これは上段と原爆分です。それでは次、98、99ページ、これは臨時特別給付金事業費、ここが福祉課の所管になっています。よろしいですか。それでは108、109ページ、老人福祉総務費、次のページの下段近くまで、ここが所管です。質疑はありませんか。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。基金の説明もありました。ならびに報告書、併せて全体的に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

歳入の方で、31ページの3節老人福祉費補助金で老人保健事業推進費等補助金の原爆分というのがありますが、これは恐らく被爆者援護法というのが基になっての補助金と思いますが、これは総額で例えば被爆者の方が町内で例えば1人減ったり、2人減ったりしても、この額は変わらないんですか。

○委員長（金子恵委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

額は被爆者の対象数の増減による増減はございません。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

長寿が非常に良いことなんですけども、仮にお亡くなりになって最後1人っていうときには補助金というのはどうなるんですか。極端な場合ですけど。

○委員長（金子恵委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

先ほども言いましたように被爆者の対象者の方の増減による補助金の増減というのはいりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

204ページの基金で、地域福祉ボランティア基金のことで説明があったのであれば申し訳ないんですが、これ年度中の増減がありますけれども、これは増減つまり、減った分もあるんですか、それともこのもう561万円単純に増えただけなのか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらは増加だけでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この基金の条例を見ると、地域の福祉活動、清掃活動の推進のボランティアの育成を図るためとあるんですが、ずっと積み上がってる感じなんですけど、どういうときに使うことを想定して基金として積み立てているのか。ちょっとそういうのがあれば伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ボランティア基金についての原資の方ですね。利息につきましてはボランティア補助

金の方に充当させていただいて、そちらを使わせていただいているところなんですが、原資の方につきましては令和2年になりますがあやめ幼稚園の工事の方に使わせていただいていたりと、あと、平成29年にわかば保育園の工事、さかのぼって行って申し訳ないんですが平成28年がめぐみ保育園の工事ということで、保育園とか幼稚園とかの工事へ充当させていただいているのが現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確かに言われて思い出しました。その工事に使ったとき、ボランティア基金というのがそういう幼稚園とかのそういう工事に使うのが妥当なのかというのを聞いたような記憶があるんですが、もちろん福祉活動として使うんでしょうが。何となくボランティア基金というのと、違和感があるような気もするんですよね。ボランティア活動の育成という方向では、何か使われた実績というか、何かあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ボランティア活動の育成につきましては、こちらの方のボランティア基金の原資を積み崩しての使用というのは、今まではなかったように思います。ただ、ボランティア基金の育成の補助金っていうのが、決算書にも載ってるかと思いますが、こちらについてはこの基金を積み立てたときの利息が出まして、こちらのほうも充当ということで運用させていただいております。で、差額につきましては、一般財源の方を充当させていただいているところです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで福祉課の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、会計課の審査の方に移りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

皆さまこんにちは。連日の審査お疲れさまでございます。それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算会計課所管分につきましてご説明いたします。

まず歳入でございます。事項別明細書の40、41ページをお願いいたします。16

款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金ですが、会計課所管分は備考欄の下から6番目の用品調達基金運用収入6円でございます。これは、同基金の普通預金の利子になります。次に、44、45ページをお願いいたします。20款諸収入2項1目1節町預金利子、こちらは一般会計の普通預金の利子、そして町県民税などの歳計外の利息分1万9,529円となっております。

次に歳出となります。60、61ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費4目会計管理費、こちらが会計課所管分となります。主な支出は2節から4節までの職員人件費でございます、目の合計が4,330万4,836円であるのに対し、このうちの95%が会計課職員の人件費で占められております。前年度比で約500万円増額となっておりますが、これは、昨年4月の人事異動により2名が入れ替わったことによる基本給等の増加、そして4年度より新たにこちらの11節役務費の中に派出手数料165万円、こちらの支出が発生したことが要因となっております。派出手数料につきましては、会計課執務室の横にございます十八親和銀行の派出窓口に来られております派遣職員の方の人件費相当分を、4年度より負担しているものでございます。従来、本町の指定金融機関が窓口収納や現金支払いの取りまとめ、日計表作成などの業務を行うために、無償で以前は銀行職員を派遣していただいておりますが、昨今低金利による預金とか、貸付金、これら利ざやの縮小、それと人口減少による地域経済の縮小により、金融機関自体が経営が厳しくなったということを理由に、県内21市町全てで派出手数料の有料化が4年度より実施されました。次に、194、195ページをお願いいたします。12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料ですけれども、4年度の当初予算において、一時借入金の利子償還金を会計課の方で82万6,000円計上していたんですけれども、4年度には一時借入金を行いませんでしたので、実際決算額はゼロとなっております。それでこの決算書には金額は記載されておきませんが、参考までの説明とさせていただきます。次に、203ページをお願いいたします。財産に関する調書、こちらの4基金(4)用品調達基金が会計課所管になります。用品調達基金は、用品の集中購入を実施することにより、用品の取得、管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的とした基金でございます。こちらの基金の額は、現金と物品を合わせた総額100万円で運用をしております。こちらは、封筒や納入済通知書、請求権領収書を会計課で一括購入しており、4年度の物品の購入額が64万4,000円で、各課がこれらを購入として売り上げとして上がった分が52万2,000円となっております。以上、簡単でございますけれども会計課所管の説明になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。まず、歳入全般で質疑はありますか。それでは歳出の方で、質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この会計管理費、歳出の方の職員手当の中ですが、時間外勤務手当というのが令和3年度の決算と比べると、そんなに多額ではないですが30万円ぐらいですか、ちょっと上がっている。ちょっとその以前の年度見てないので、特別ここが増えたとかじゃないのかもしれないんですが、3年度と比べてちょっと増えた理由をもしあればお伺います。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

4年度に時間外が増えた要因としては、昨年4月1日に人事異動があった際に、職員2名が交代してしまったんですね。で、ベテランの職員が2人一遍に抜けて、新人の職員が2人入ったということで、その分でやはり引き継ぎ等、4月、5月の繁忙時期に時間外が増えたというのが主な要因になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。参考までになんですが、今当然庁舎全体で働き方改革とかっていうのはあって、その一環としていわゆるAI、RPAみたいなものをちょっと私も詳しくは知らないんですが、導入して、そういうので簡略化したり、オートにできる業務があって、そういうので効率化しているんですが、会計課では例えばそういうのを使える範囲というか、使える余地というのは考えられるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

現在のところやはり伝票というのが紙ベースで上がってきている状態なんですね。で、なかなかそういったペーパーレスとか、そういった方向に進んでいないというのが現状であります。ただ、現在の情報政策課が昨年度から立ち上がっておりまして、その中で先ほど委員おっしゃられたように、RPAとかそういった事務の効率化に向けて、いろいろですね、例えば送ってこられる請求書の電子化とか、そういった形でのいろんな見直しができないかというのを現在協議しているところです。またこれから情報政策課ともそういった形でいろいろ議論をしていって研究していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

61ページの11節役務費で、その派出手数料の銀行の方ということで、銀行が今

厳しいということは承知しておりますけども、取り決めるときに、全ての自治体もそう  
だということですが、景気が良くなると、仮にですよ、そうした時にその上下とかい  
うのはあるという前提で取り決めにされたのかなあという、ちょっと先の話ですけども、  
もしよかったら教えてください。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

取り決める際、基本今回税抜きで150万円の人件費相当分の派出手数料をお支  
払いしてるわけですけども、現状ではまずもって今後景気が回復して銀行の経営がう  
まくいったにしても、多分今のところ据え置かれる可能性が高いというのが現状でござ  
います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、会計課の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

議案第52号についての質疑は全て終了しました。

これで全ての質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入  
歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 15時17分）